

**【平成11年度 離婚に関する統計(人口動態統計特殊報告)】**

第29表 婚姻期間別財産分与・慰謝料支払額, 年次別 ー昭和50・55・60・平成2・7・10年ー

資料: 最高裁判所事務総局「司法統計年報」

年次	調停・審判 の割合(%)	取り決め の割合(%)	婚姻期間別平均支払額(万円)				
			5年未満	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上
1975 昭和50年	100	55.5	78.3	143.7	190.4	230.4	278.9
1980 昭和55年	100	55.8	116.3	209.9	271.6	323.8	355.4
1985 昭和60年	100	53.2	157.8	275.5	387.5	503.1	616.4
1990 平成2年	100	56.3	200.7	340.4	496.2	625.9	721.2
1995 平成7年	100	56	191.4	337.9	434.7	612.2	727.6
1998 平成10年	100	56.9	193.1	304.3	438	534.9	699.1

備考)

上記項目「取り決めの割合」は、調停離婚、又は、審判離婚が成立した場合に対して、財産分与・慰謝料支払いの取決めがあった場合の割合を意味します。

平均支払額は、以下の金額区分によって算出されています。

( )内は金額区分の代表値です。

30万円以下(15)、50万円以下(40)、100万円以下(75)、200万円以下(150)、  
400万円以下(300)、400万円を超える(600、昭和50・55年)、600万円以下(500)、  
1000万円以下(800)、1000万円を超える(1500)。

**【婚姻期間別財産分与・慰謝料支払額の傾向(平成分)】**

(当事務所の分析)

婚姻期間	平成2年		平成7年		平成10年	
	支払額	増加額	支払額	増加額	支払額	増加額
5年以上	340.4	—	337.9	—	304.3	—
10年以上	496.2	155.8	434.7	96.8	438	133.7
15年以上	625.9	129.7	612.2	177.5	534.9	96.9
20年以上	721.2	95.3	727.6	115.4	699.1	164.2

備考)

婚姻期間が5年単位で、約100万円～180万円の範囲で増加する傾向にあります。